

楽譜コピー問題協議会

楽譜コピーに関するアンケート調査

2008年4月



株式会社タカオ・アソシエイツ

調査目的と回収結果

調査名	楽譜コピーに関するアンケート調査				
調査目的	教育現場における楽譜コピーの現状を把握し、今後のCARSの活動に役立てる				
調査対象	全国音楽高等学校協議会に加盟している学校の音楽教師、講師、実技講師				
調査期間	2007年11月17日～12月20日(回収期限)				
調査方法	全国音楽高等学校協議会に加盟している学校78校に郵送				
配布部数	761部	回収件数	99件	回収率	13.0%

アンケート調査の背景

無断コピーなどで、楽譜の発行部数が減少



全国音楽高等学校協議会の加盟校の
教師・講師の方々にアンケート調査を実施



楽譜コピーの実態について探る

楽譜コピーの現状

著作権の認知度

楽譜コピーの現状①

Q.楽譜をコピーした経験がある

Yes.99
%

Q.コピーが必要になる時 (重複回答)

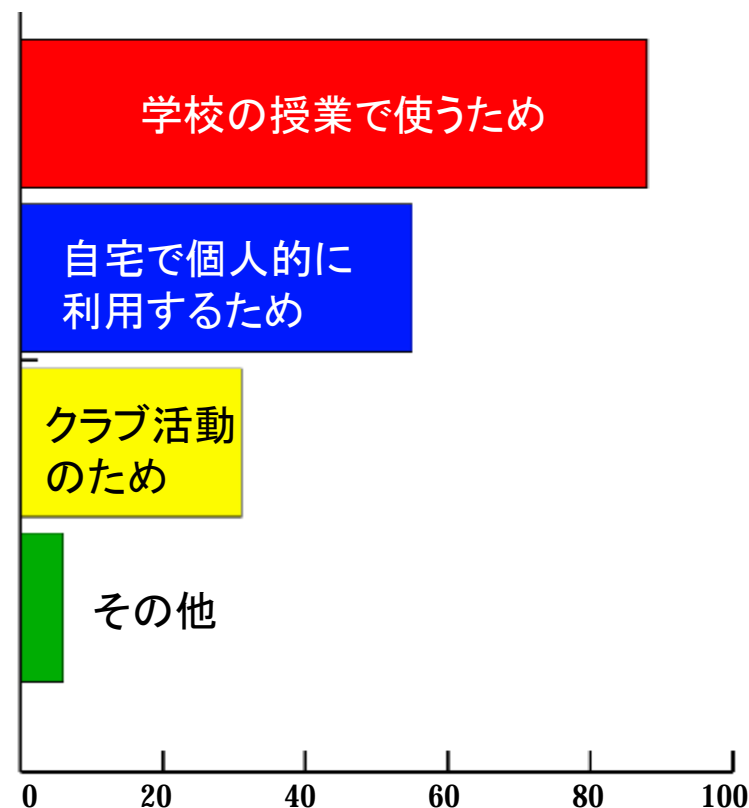
学校の授業で使うため

89.8%

教育機関での複製等の権利制限を定めた
著作権法35条の適用外

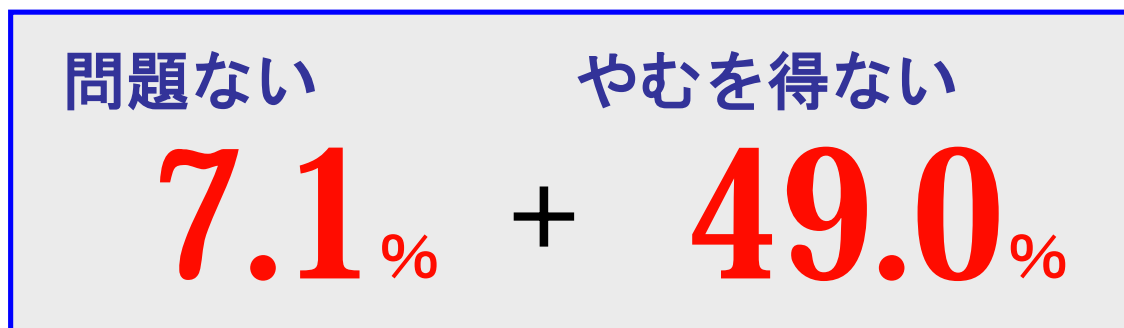
クラブ活動のため

31.6%

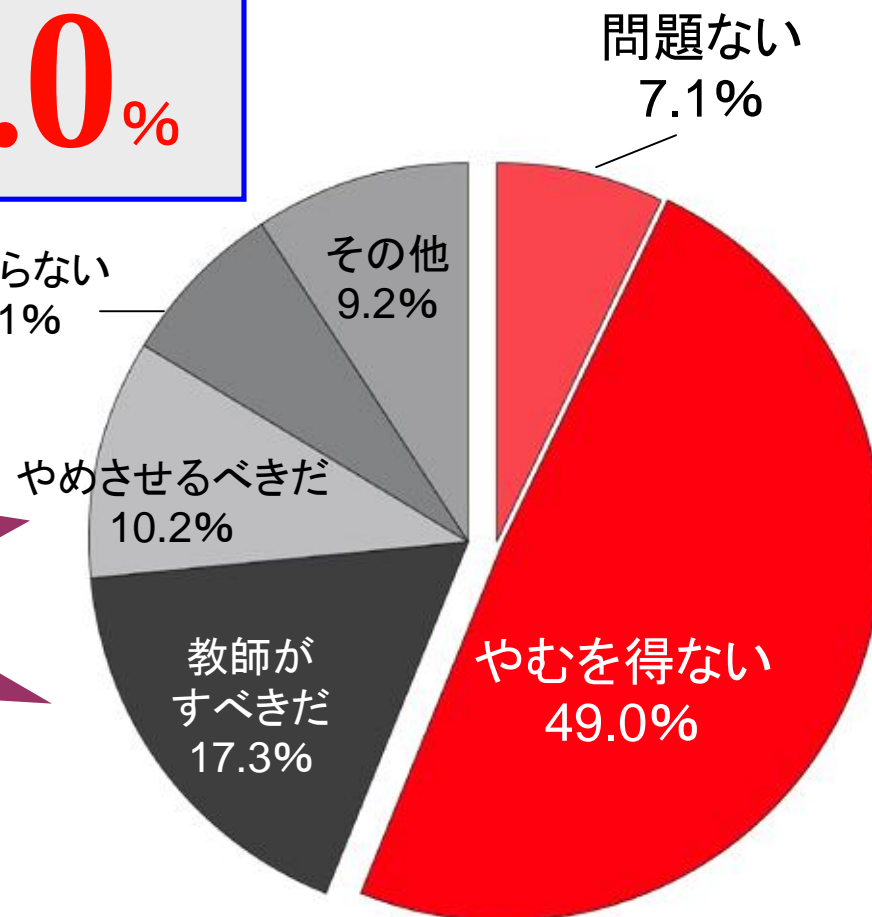


楽譜コピーの現状②

Q.生徒が楽譜をコピーすることについて



容認する人が
過半数を超えた



楽譜コピーの現状③

Q.クラブ活動・課外活動に必要な楽譜の入手について (重複回答)

購入

演奏者全員分の楽譜
(楽譜集)を購入した

55.6%

演奏者全員分の楽譜
(ピース)を購入した

54.2%

複製

学校が1部購入保管して
いた楽譜を演奏者全員分
必要な曲だけコピーした

48.6%

1部だけ楽譜を購入し
不足分は必要な曲だけ
コピーした

45.8%

楽譜の購入とコピーがほぼ同じ割合

楽譜コピーの現状④

Q.楽譜の無断コピーをなくすために必要なことは？

(フリーアンサー)

楽譜の低価格化

入手しやすい環境づくり

教育・指導の強化

著作権に対する啓蒙・周知徹底

使用者の意識改革

→「楽譜の価格が高いから無断コピーが減らない」という意見も

著作権の認知度①

Q.著作権を知っているか

知っていると答えた人 **97.0%**

Q.コピーの際に著作権を意識したことがあるか？

意識したことがあると答えた人 **90.7%**

Q.実際に著作権の手続きをしたことがあるか？

手続きをしたことがあると答えた人 **76.3%**

高い割合で著作権は認知されている

著作権の認知度②

Q.授業の範囲内で使用するための楽譜のコピーは一定の条件内であれば著作権手続きが不要であることについて

知っている and 聞いたことがある **86.8%**

Q.授業の範囲内で使用するための楽譜コピーであっても著作権手続きが必要となるケースがあることについて

知っている and 聞いたことがある **69.7%**

Q.クラブ活動で使用する楽譜コピーは著作権手続きが必要であることについて

知っている and 聞いたことがある **75.3%**

著作権法35条の規定も比較的認知されている

著作権の認知度③

Q. 生徒と著作権に関して話したことがあるか？

話したことがある

58.2%

話したことがない

32.7%

生徒と話をした状況 (一部省略)

- ・入場料が発生する演奏会の選曲の際
- ・生徒が個人用に学校の楽譜をコピーしようとしたとき
- ・楽譜を購入し配付する際に
- ・オーケストラでレンタル譜を生徒に配付したとき
- ・ポピュラー曲を編集して演奏したいと生徒が申し出たとき
- ・著作権を授業のテーマにした

総括①

著作権が認知されていることを確認

➡ 著作権法35条についても比較的認知されている

楽譜の無断コピーは「やむを得ない」

➡ 楽譜のコピーを容認する意見が過半数に達した



著作権に関する知識と実際の行動に
ギャップが見られる

啓発活動

リーフレットの配布



HPでの情報発信

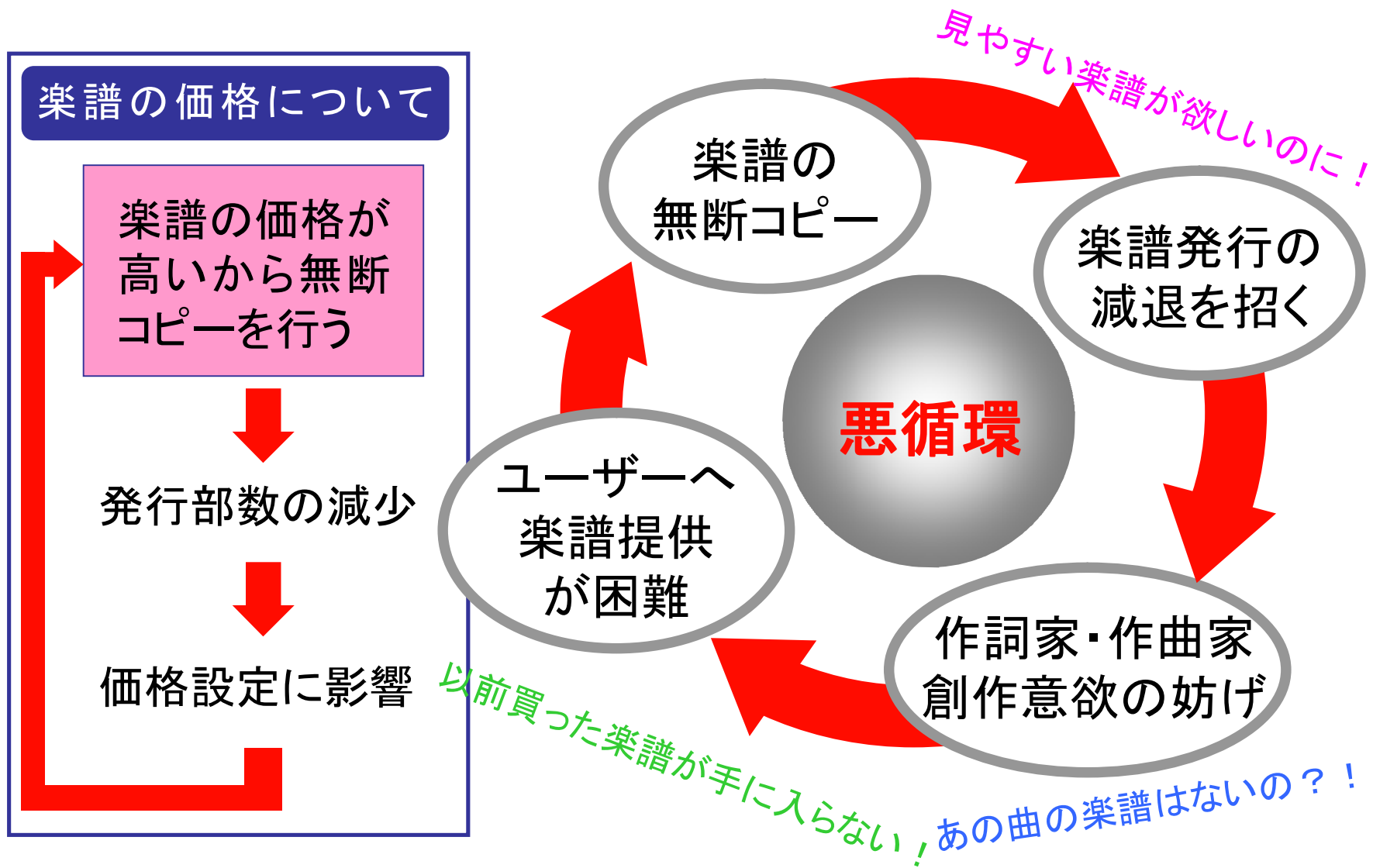


広報を通じた情報発信

教師や生徒の皆さんに楽譜コピーに対して一層高い意識を持ってもらうよう啓発活動を継続していきます

総括③

楽譜の無断コピーが招く悪循環



CARSからのお願い ~音楽環境の未来のために~

- ・「楽譜」の適正な取り扱いと「音楽著作権」についてご理解を！
リーフレット等資料をご提供します。cars@pop02.jasrac.or.jpへご用命ください。
- ・CARSの呼びかけを広めるためにCARS・HPへリンクしてください！
www.cars-music-copyright.jpにリンクを。バナーもご用意しています。
- ・ロゴマークをHPやパンフレットなどに掲載してください！
www.cars-music-copyright.jpの「ロゴマークダウンロード」コーナーから。

今後も適正な楽譜の利用を推進し、
楽譜の無断コピー防止に向けた
さまざまな活動を展開していきます。



LOVE THE ORIGINAL
楽譜のコピーはやめましょう

補足資料：著作権法における複製について

著作権法 第35条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作物の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

項目	コピー可	コピー不可
複製(コピー)を行う者	<ul style="list-style-type: none">・授業を担当する教師、講師等・担任する者の指導下にある者、生徒	<ul style="list-style-type: none">・授業参観における参観者
授業の過程における使用	<ul style="list-style-type: none">・学習指導要領で定義されているもの、学校の教育計画に基づいて行われるもの・クラス単位での授業	<ul style="list-style-type: none">・中学校、高等学校のクラブ活動・学校の教育計画に基づかない活動・授業に関連しない参考資料への利用
著作権者の利益を不当に害する事例 (その用途・部数・形態)	<ul style="list-style-type: none">・生徒が授業を受けるのに際し、購入または借り受けて利用することを想定しているものを購入等に代えてコピーすること(例:教材として使われる楽譜)・1クラスの人数と担任の合計を超える部数をコピーすること・1クラスの人数は概ね50名程度を目安とする	